

## 町内会・自治会等の加入促進に関する協力協定書

広島市（以下「甲」という。）と公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、町内会・自治会等への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地域のまちづくり活動の根幹を担う町内会・自治会等への未加入者の加入を促進するため、甲及び乙の連携について、必要な事項を定めるものとする。

### （連携する事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1） 甲は町内会・自治会との連絡調整及び乙に対して必要な情報提供をするとともに、チラシやパンフレット等の啓発物を提供すること
- （2） 乙はその会員及び加盟店を通じ、不動産の賃貸及び販売等をする際や、マンション管理組合の理事会・総会等の場で、町内会・自治会に関する情報の提供や啓発物の配付を行うなど、当該物件の入居世帯への町内会・自治会加入の働きかけに協力すること
- （3） 甲は乙が行う地域コミュニティに関する取組に対し、できる範囲で協力すること
- （4） その他、乙は甲が依頼する町内会・自治会加入促進への協力に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

### （疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

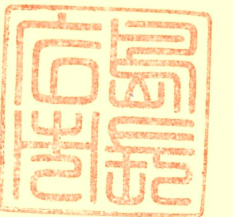
平成28年 5月16日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

広島市長

松井一實



乙 広島市中区昭和町11番5号

公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会

会長

津村義康

